

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		景観整備機構の指定
根拠条例・規則名		景観法
条 項		第 9 2 条 第 1 項
所 管 部 課		都市局都市計画部都市計画課 (電話：048-829-1409)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市景観整備機構の指定等に関する取扱要綱 (平成 22 年 10 月 1 日から運用)
	設定等年月日	平成 22 年 10 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		